

山梨県公報

第六百二十五号

令和八年

一月二十六日

月曜日

目次

告示

- 道路の区域変更.....一五
- 道路の供用開始(三件).....一五
- 換地計画の決定.....一五
- 公共測量の終了(二件).....一六

告示

山梨県告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和八年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十六日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 梁川猿橋線
- 三 道路の区域

大月市猿橋町藤崎字岡ノ原九八四番一地先から	区間	旧	旧新の別
大月市猿橋町藤崎字岡ノ原九八四番一地先まで	一〇・二	三・六	敷地の幅員(メートル)
	五五九・六	三九・二	六二三・五

四 区域変更の期日 令和八年四月一日

山梨県告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和八年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十六日

山梨県知事 長崎幸太郎

県道	道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
富士河口湖富士線	富士河口湖富士	南都留郡鳴沢村字富士山八	五四五番一地先から	二・三	令和八年一月二十六日
		南都留郡鳴沢村字富士山八	五四五番一地先まで		

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和八年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十六日

山梨県知事 長崎幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日

山梨県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和八年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十六日

山梨県知事
長崎幸太郎

県道 種類	道路の 路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
河口湖精進 線	南都留郡富士河口湖町大石字二 夕町二六一二番一地先から 南都留郡富士河口湖町大石字二 夕町二六一六番一地先まで	一〇三・八	令和八年一 月二十六日	

公 告

◎ 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（南部地区南部工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対し不服があるときは、山梨県知事に審査請求をることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年一月二十六日

県道	
大月上野原線	
上野原市上野原字上新田倉 二九四九番一五地先から 上野原市上野原字上新田倉 二九四九番一地先まで	一八・二
月二十六日	令和八年一

○ 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中北農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

卷之三

山梨県知事
長崎幸太郎

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中北農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

二 測量の地域 山梨県韮崎市の一部

三 測量の期間 令和七年十一月二十六日から令和八年一月六日まで

卷之三

一 測量の種類 公共測量（3級基準点網）
二 測量の地域 山梨県北杜市の一部

三 測量の期間 令和七年十一月十九日から令和八年一月六日まで

山梨県知事
長崎 幸太郎

山梨県知事
長崎幸太郎